

## 東中田小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定（平成31年2月28日改定）

### 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

#### ① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

#### ② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見していく。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

### 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

#### ① 委員会の構成員

構成員は、学校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、全学年主任、当該学級担任とする。

なお、必要に応じて心理や福祉の専門家等、外部の専門家の参加を求める。

#### ② 委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月1回定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

また、校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

#### ③ 委員会の活動内容

##### いじめの未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

##### 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などにかかわる情報の収集と記録、共有

- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査などにより事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

#### 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止などにかかわる校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### ① いじめの未然防止

学校教育目標『自らかがやく、ともにかがやく』の具現化に取り組む。「東中田小スタンダード(学校のきまり)」を守る。具体的には「授業づくり」(児童が分かる、実感できる授業づくりを行い、学習への意欲を高め基礎学力の定着を図る。)と「集団づくり」(「子どもの社会的スキル横浜プログラム」等も活用し、よりよい人間関係を構築し児童が帰属意識をもてる学級集団をつくる。)に重点を置き、規律・学力・自己有用感の獲得を目指す。

さらに、児童自らの意識を高めるため、児童会組織を活用し「いじめをしない、させない、許さない子ども社会の実現」に努める。

#### ② いじめの早期発見

定期的に情報交換や研修会を実施し、いじめを見逃さない・許さない教職員の感性を磨き、人権意識を高め、児童の心の把握や教育相談体制の充実を行い、児童支援専任を中心に組織的に対応していく。

教職員相互の見守り体制を充実し、小さなことでも情報の共有を徹底する。

定期的な児童アンケートやいじめ解決一斉キャンペーンの実施、保護者面談、家庭訪問でも情報収集し、児童の内面把握に努める。

児童や保護者とよりよい信頼関係を築き、個人情報に配慮しながらも関係機関とも連携を深め、支援体制の充実を図る。

#### ③ いじめに対する措置

学校いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

被害児童及び保護者へのケア・支援と同時に、加害児童及び保護者への指導・支援も行っていく。

保護者の協力、警察署等関係機関との連携

#### ④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ・いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

校内で年間2回以上児童理解研修やいじめ防止・対応研修を行う。また、市教委主催の研修にも参加者を代えながら積極的に参加しその内容は共有する。

⑥いじめ防止等のための学校懇話会、保護者、地域関係者及び関係諸機関の活用

子どもの健全育成を期するために設置・開催されている、中学校区内の2小1中と合同開催の「三校合同学校懇話会」(年2回)等を活用し、いじめの防止や早期発見のための情報交換を行う。

⑦取組の年間計画

月	内 容
4月	年間計画確認、旧担任からの引継ぎ・情報交換、学年内情報共有、児童会計画作成・確認、東中田小スタンダードの確認、いじめ防止委員会人権関係計画作成・確認、地域訪問による情報収集・教育相談
5月	児童理解研修全体会、子どもの社会的スキル横浜プログラム紹介各クラスの人権宣言作成、いじめ防止委員会
6月	YPアセスメント実施(1回目)、実態把握 いじめ防止委員会
7月	児童アンケート(1回目)、児童会人権宣言作成 保護者面談による情報収集・教育相談、いじめ防止委員会 横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い)、職員研修(人権・特別支援)
8月	「横浜子ども会議の報告(児童会)」
9月	夏休み明けの児童の実態把握 いじめ防止委員会
10月	中田中ブロック連携研修会 いじめ防止委員会 YPアセスメント実施(2回目)、実態把握
11月	児童アンケート(2回目)、人権教室、児童会人権宣言ふりかえり いじめ防止委員会
12月	保護者面談による情報収集・教育相談、いじめ防止委員会 いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・面談)の実施・集約・分析
1月	いじめ防止委員会
2月	いじめ防止委員会
3月	児童理解研修会、年間計画の見直し、いじめ防止委員会 一年間のふりかえり・次年度への引継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会(月1回・随時)

4 重大事態への対処

**重大事態の定義**

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

#### 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

#### 調査・報告

「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、速やかに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果は教育委員会に報告する。

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を他の児童の個人情報に配慮しながら、適切に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。